

広島県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年三月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	東広島市河内町中河内字大道山一〇一九二番一地从 から 東広島市河内町中河内字高田一一三五番一地从先まで	令和三年二月十五日
県道瀬野川福富本郷線	東広島市河内町中河内字山居九五一番一地从先から 東広島市河内町中河内字山居九四九番一地从先まで	令和三年二月十五日